（Ⅱ）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モザンビーク共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、モザンビーク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、モザンビークの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 モザンビーク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 モザンビーク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモザンビーク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモザンビーク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 (1) モザンビーク共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a) 借款及びそれから生ずる利子に関し、ＪＩＣＡに対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してモザンビーク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(2) 前記の租税負担に関連して、モザンビーク共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

8 モザンビーク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモザンビーク共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 モザンビーク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月十四日にマプトで

モザンビーク共和国駐在
日本国特命全権大使　水谷章

モザンビーク共和国
外務協力副大臣
ニェレティ・ブルーク・モンドラーネ閣下

（モザンビーク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月十四日にマプトで

モザンビーク共和国
外務協力副大臣
ニェレティ・ブルーク・モンドラーネ閣下

○財務省・農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年七厘」を「年八厘」に、「年八厘五毛」を「年九厘五毛」に、「年一分八厘五毛」を「年一分九厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘
八年を超え十一年以下	年四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年八厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年四厘
八年を超え十一年以下	年四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年六厘五毛
十五年を超え十七年以下	年七厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年八厘

附　則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正